

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年1月22日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成28年度学校給食従事者腸内細菌検査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-27-0028 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 東広島市内の学校給食センター及びその受配校で学校給食に従事する者について検便検査を実施するもの |
| (4) 納入・履行期間 | 平成28年4月1日から29年3月31日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市立小・中学校及び学校給食センター |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 単価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	医療>臨床検査
イ 法令等による登録等	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に基づく衛生検査所登録において「検査業務の内容」を微生物学的検査とする登録を受けていること。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店又は営業所を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円単位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年1月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年1月22日～ 平成28年2月8日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年1月22日～ 平成28年1月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 学事課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年2月1日～ 平成28年2月8日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年2月4日～ 平成28年2月5日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年2月8日 午前9時15分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

5 入札書の様式

本公告に係る入札書は、単価契約入札書（平成28年1月22日公告・平成28年度学校給食従事者腸内細菌検査業務）とする。
本入札書の様式は、東広島市ホームページ（本公告掲載ページ）からダウンロードできる。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度学校給食従事者腸内細菌検査業務仕様書

1 業務名

平成28年度学校給食従事者腸内細菌検査業務

2 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 履行場所

東広島市立小・中学校及び学校給食センター

4 業務内容

東広島市内の学校給食センター（全7施設）及びその受配校で学校給食業務に従事する者について、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に基づき検便検査を実施するもの。

5 検査実施方法

(1) 検査項目

- ・赤痢菌
- ・サルモネラ
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・腸管出血性大腸菌（0-26, 0-111, 0-128, 0-157）
（※腸管出血性大腸菌検査において陽性反応が生じた場合、直ちにベロ毒素検査を行うこと。）

(2) 検査対象者

項目	人数	実施頻度	備考
業務従事者	250人	毎月2回	別紙「検査対象施設一覧」のとおり。
緊急対応時	20人	その都度（1回）	緊急の必要の都度発注する。
検査実施回数	6, 020回（発注予定数量）		

※検体数は、1人1回あたり1検体とする。

※発注予定数量の変動等については「6 委託料の支払い」を参照してください。

(3) 検査回数

ア 業務従事者の検査回数は、毎月2回とする。ただし、夏季休業中等の検査を必要としない施設については、別途協議して定める。

イ その他緊急に検査の必要がある者について、発注者が別途指示する。

(4) 検査容器の配付

ア 受注者は、履行開始後速やかに各学校給食センターに対して予定人数全員の3か月分に相当する検査容器を配付すること。配付作業は、四半期ごとに同様に繰り返すこと。

イ 配付は、受注者の費用負担により郵送によることができるものとする。

(5) 検体の回収・検査

ア 受注者は、発注者と協議して定める日に各学校給食センターから検体を持ち帰り、翌日までに検査を開始すること。（学校分の検体については、所管の学校給食センターでとりまとめを行う）

イ ただし、次の条件を全て満たせば、郵送で回収することができる。

- ①回収する検査容器を収納・梱包する容器を事前に準備すること。

- ②送料を受注者が負担すること。
- ③送付方法等について、発注者と別途協議し決定すること。

(6) 結果報告

ア 受注者は、検体を回収した（又は受け取った）日から起算して7日以内に各学校給食センターに報告書を提出すること。郵送により報告する場合は、宛て先は検査対象施設一覧の住所に送付すること。

イ 報告内容

以下の項目を報告書に記載すること。

- ・施設名
- ・検査対象者名
- ・検査結果（+・-で表示すること）

ウ 検査の結果、陽性反応が生じた場合は、報告書の提出前であっても発注者へ直ちに電話連絡をすること。

6 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の（1）、（2）及び（3）に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

- (1) 業務実施責任者は、資格を求めない。
- (2) 業務実施責任者は、受注者側の責任者として本業務の技術的な管理を行うとともに、業務全体を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者と連絡調整を行う等の事務を処理するものとする。
- (3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、契約締結後雇用関係が確認できる書類（社員証の写し等）を提出すること。

7 委託料の支払い

(1) 本業務は、1人1検体当たりの検査代金を定める単価契約とする。

(2) 委託料の計算方法

本業務にかかる委託料の支払いは、支払区分ごとに行うこととし、計算方法は次のとおりとする。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に履行数量（検査実施回数）を乗じて計算した額に、当該額の100分の8に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に履行数量（検査実施回数）を乗じて計算した額。

(3) 発注予定数量について

検査実施回数（発注予定数量）は見込みであり、契約締結後に変動がある。ただし、上限・下限を次のとおりとする。なお、やむを得ず下限を下回ることとなった場合は、発注者と受注者が委託料について協議を行い必要があると認めるときは、委託料（契約単価を含む。）の変更を行うものとする。

検査実施回数	
上限（発注予定数量）	下限
6,020回	5,000回

8 支払区分

支払区分は履行開始後1か月単位とする。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の検査を行うものは、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規程による臨床検査技師の資格を有する者が行うこと。
- (2) 受注者は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や適切な管理を行わなければならない。
- (3) その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議のうえ定めるものとする。

検査対象施設一覧

施設名	住所・電話番号	予定人数	内訳	
東広島学校給食センター	住所: 田口研究団地 8 番 5 号 TEL: 082-425-3388	144	センター	100
			寺西小学校	2
			郷田小学校	2
			板城小学校	2
			三永小学校	2
			西志和小学校	2
			志和堀小学校	1
			東志和小学校	1
			平岩小学校	2
			御菌宇小学校	2
			板城西小学校	1
			上黒瀬小学校	1
			乃美尾小学校	1
			中黒瀬小学校	2
			下黒瀬小学校	2
			高屋東小学校	2
			高屋西小学校	2
			高美が丘小学校	2
			東西条小学校	2
			向陽中学校	2
志和中学校	1			
黒瀬中学校	2			
高屋中学校	2			
高美が丘中学校	2			
松賀中学校	2			
中央中学校	2			
西条学校給食センター	住所: 西条中央七丁目 23 番 41 号 TEL: 082-493-6232	15	センター	10
			西条小学校	2
			三ツ城小学校	2
			西条中学校	1
八本松学校給食センター	住所: 八本松町原 11270 番地 1 TEL: 082-429-1747	31	センター	29
			八本松小学校	2
福富学校給食センター	住所: 福富町下竹仁 2294 番地 1 TEL: 082-435-2364	15	センター	13
			造賀小学校	2
豊栄学校給食センター	住所: 豊栄町鍛冶屋 370 番地 TEL: 082-432-2203	13	センター	13
河内学校給食センター	住所: 河内町中河内 1793 番地 1 TEL: 082-437-2400	23	センター	19
			小谷小学校	4
安芸津学校給食センター	住所: 安芸津町風早 3183 番地 1 TEL: 0846-45-4287	9	センター	5
			木谷小学校	1
			三津小学校	1
			風早小学校	1
			安芸津中学校	1
計		250		

○腸内細菌検査予定件数 250 人×2 回×12 ヶ月+緊急時 20 人=6,020 件 (発注予定数量の上限)